九、乙四〇〇、乙四〇二、乙四〇三の一から乙四〇三の三まで、乙四〇七の一、乙四〇七の二、乙四〇八から乙四一一まで、字向山一一四四から一一五四まで、一二三二（次の図に示す部分に限る。）、一二三三、一二三四、一二三六から一二四四まで、字恵門乙九一の一、乙九二の一、乙九二の二、乙九三、字清水原乙二七六、乙二七七の一、乙二七七の三、乙二七八、字樫子甲九四二、甲九四八の一、甲九四八の二、甲九五〇、字琴ノ上乙九七九、乙九八〇の一から乙九八〇の七まで、乙九八〇の九、字田井ノ上乙八二五、乙八二八、乙八三四、乙八三五の二、乙八九一、乙八九二、乙八九四、乙八九五、乙九〇六、乙九〇七、字向山乙三五の一、乙三五の二（次の図に示す部分に限る。）、乙三八の一、乙三九、字晩石乙二〇一から乙二〇三まで、乙二〇五から乙二一二まで、字妹尾乙二一三、乙二一四、乙二一五の一から乙二一五の三まで、乙二一六から乙二一八まで、乙二一九の一、乙二二六から乙二三二まで、乙二三四から乙二三六まで、乙二三七の一、乙二四四、乙二四六、乙二四七、乙二五〇、乙二五一の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二五二の三、乙二五七、乙二五九の三、乙二六〇の一、乙二六一の一、乙二六二（次の図に示す部分に限る。）、乙二六三から乙二七一まで、字野田乙二七二、乙二七三、乙二七六、乙二七七、乙二八一から乙二九二まで、字中山三六六六、三六六七、字チキリホウ四二二一、四二二三、四二二四、四二二六の一、四二三一から四二三四まで、四二四八の一、字文教四二四七、字若狭三〇〇四、字中川原七九〇の一、七九〇の四、字家六一九〇五の一、一九〇五の二、一九〇六の一、一九〇六の三、一九〇七、字仲野二三八の一、字横畑三一五七の二、字大向九三、字川奥二四六一、二五一四の一、字本村下七八の一、字佐古田九三四の一、九五五の一、九五五の七、字願袖四四二の二七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県小豆郡土庄町字坂之下乙三九から乙四六まで、乙五三、字宮ノ西乙六二、乙六三、乙六六から乙七二まで、乙七三の一、乙七三の三（国有林）、乙七五、乙七六、乙七七の一から乙七七の四まで、乙八一、字木香奥乙八三甲、乙八五、乙八九の一、乙九〇、乙九三、乙一〇〇の一、乙一〇三から乙一〇八まで、乙一一〇、乙一一二、乙一一三の一、乙一一三の二、乙一一四から乙一一七まで、乙一一九から乙一二五まで、乙一二八から乙一三〇まで、乙一三二の一、乙一三三、乙一三四の一、乙一三五、乙一三七、乙一四二から乙一四四まで、乙一四六から乙一四八まで、乙一五三の一、字柳奥乙一九二、乙一九三の一、乙一九三の二、乙一九四の一、乙一九五の一、乙一九五の二（国有林）、乙一九六、乙一九七、乙一九八の一、乙一九八の二、乙一九九の一、乙一九九の二、乙二〇〇から乙二〇三まで、乙二〇四の一、乙二〇四の二（国有林）、字柳西乙二三二の一、乙二三二の二、乙二三三から乙二三七まで、乙二三八の一、乙二三八の二、乙二三九から乙二四五まで、乙二四六の一、乙二四六の二、乙二四七から乙二五二まで、乙二五三の二、乙二五三の四、乙二五四乙、乙二五四甲、乙二五五の一、乙二五五の三、乙二五五の四、乙二五六、乙二五七、乙二五八乙、乙二五八甲、乙二五九、乙二六一の一、乙二六二の一、乙二六二の二、乙二六二の三・乙二六二の四（以上二筆国有林）、乙二七〇、字水ヶ浦乙三三六から乙三四五まで、字千軒奥乙三四六、乙三四七の二、乙三四八の二、乙三四九の二、乙三五〇の二、乙三五一、乙三五二の二、乙三五三、乙三五四、乙三五五の三、乙三五六の二、乙三五七の一、乙三五八、乙三六〇の一、乙三六〇の二（国有林）、乙三六一の一、乙三六二の一、乙三六三の二、乙三六二の三（国有林）、乙三六四、乙三六五、乙三六六の一、乙三六七、乙三六八の四、乙三六九の二、乙三七〇の一、乙三七〇の二、乙三七一の二、乙三七二の四、乙三七三から乙三七五まで、乙三八〇、乙三八四の一、乙三八五、乙三八六の一、乙三八六の二、乙三八七から乙三九二まで、乙三九三の二、乙三九四の二、乙三九五から乙三九七まで、字東滝乙四〇五、乙四〇六、乙四〇七の二、乙四〇八、乙四〇九、乙四一〇の一、乙四一〇の二（国有林）、乙四一一、乙四一三の一、乙四一三の二、乙四一四から乙四二〇まで、乙四二一の一、乙四二一の二・乙四二二（以上二筆国有林）、乙四二三の一、乙四二三の二（国有林）、乙四二四の一、乙四二四の二（国有林）、乙四二五から乙四四五まで、乙四四六の一、乙四四六の二、乙四四七、乙四四八の一、乙四四八の二、乙四四九から乙四五一まで、乙四五二の一、乙四五二の二（国有林）、乙四五三から乙四五九まで、字西滝乙四六二から乙四六七まで、乙四七一から乙四九九まで、乙五〇一、乙五〇六から乙五〇九まで、乙五二三から乙五二五まで、字戸形乙五二六の一、乙五二六の五、乙五二九、乙五三〇の一、乙五三三の一、乙五三四、乙五三七、乙五三八の一、乙五四一の一、乙五四八の一、乙五四九、乙五五五の一、乙五五六、乙五五七の一、乙五五八の一、乙五五九の一、乙五六一から乙五六七まで、乙五六八の一、乙五六八乙、乙五七二の一、乙五七三、乙五七四、乙五七七の一、乙五七八の一、乙五七八の二、乙五七九から乙五八一まで、乙五八三、乙五八五から乙五八八まで、乙五九一の一、乙五九二から乙五九九まで、乙六〇〇乙、乙六〇〇甲、乙六〇一、乙六〇二、字蛇谷乙六〇三、乙六〇四、乙六〇七、乙六一九、乙六二〇、乙六二三から乙六二六まで、乙六二八の一、乙六二八の二（国有林）、乙六二九の一、乙六三〇の二・乙六三〇の三（以上二筆国有林）、乙六三一の二（国有林）、乙六三二、字大瀬越乙六四五から乙六五五まで、乙六五六の一、乙六五六の二、乙六五七、乙六五八の二、乙六五九の二、乙六六〇の一、乙六六一、乙六六二、乙六六四から乙六六七まで、乙六八五から乙六九〇まで、乙七〇〇から乙七〇六まで、乙七〇七の一、乙七〇七の二、乙七〇八の一、乙七〇八の二、乙七〇九から乙七一一まで、字小瀬奥乙七九八、乙七九九の一、乙七九九の二（国有林）、乙八〇〇の一、乙八〇〇の二（国有林）、乙八〇一の一、乙八〇一の二（国有林）、乙八〇二の一、乙八〇二の二（国有林）、乙八〇三の一、乙八〇三の二（国有林）、乙八〇四から乙八三七まで、乙八三八の一、乙八三八の二（国有林）、乙八三九、乙八四〇、乙八四一の一、乙八四一の二（国有林）、乙八四二から乙八四四まで、乙八四五の一、乙八四五の二・乙八四六（以上二筆国有林）、乙八四七の二、乙八四七の三（国有林）、字平尾乙八四八の六、乙八四九の二、乙八五〇の四、乙八五二から乙八五四まで、字重岩乙八八〇の一、乙八八〇の二、乙八八三の一、乙八八四、乙八八五、乙八八六の一、乙八八六の三、乙八八八、乙八八九、乙八九〇の一、乙八九一の一、乙八九九の一、乙九〇〇、乙九〇一の一、乙九〇二、乙九一四の一、乙九一八、乙九一九の一、乙九一九の三、乙九二〇から乙九二七まで、乙九二八の一、字辻石乙九三四から乙九五四まで、乙九五五の一、字青木乙九八四から乙九八八まで、乙九八九の一から乙九八九の三まで、乙九九〇から乙一〇〇三まで、乙一〇〇四の一、乙一〇〇五、乙一〇〇六、字小柚乙一〇〇七から乙一〇〇九まで、乙一〇三〇、乙一〇三一、乙一〇三二の一、乙一〇三三、乙一〇三六から乙一〇三九まで、乙一〇四〇の一、乙一〇四一の一、乙一〇四三まで、字小池越乙一〇五九から乙一〇七八まで、乙一〇七九の一、字魚見乙一一五二の一、字柚太尾乙一一五七、乙一一五八の二、乙一一五九の一、乙一一六〇の一、乙一一六一、乙一一六二の一、乙一一六三、乙一一六四の一、乙一一六五の一、乙一一六六の一、乙一一六九の一、字谷ノ奥乙一一七三の一、乙一一七四の一、乙一一七五の一、乙一一七六の一、字申ヶ谷乙一一二五の一、乙一一二九から乙一二二六まで、乙一一三二から乙一二四二まで、字梶木奥乙一二四九